

平成 27 年度  
山陽小野田市特別職報酬等審議会  
＜参考資料＞

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| 平成 17 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申     | ・ ・ ・ P 01 |
| 平成 19 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申     | ・ ・ ・ P 03 |
| 平成 21 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申     | ・ ・ ・ P 04 |
| 平成 23 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申     | ・ ・ ・ P 05 |
| 平成 25 年度 山陽小野田市特別職報酬等審議会答申     | ・ ・ ・ P 06 |
| 平成 25 年度 山陽小野田市行政委員会委員等審議会答申   | ・ ・ ・ P 10 |
| 行政委員会の概要                       | ・ ・ ・ P 14 |
| 県内 13 市 & 類似団体 19 市の状況         | ・ ・ ・ P 17 |
| 決算状況の推移                        | ・ ・ ・ P 18 |
| 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 | ・ ・ ・ P 19 |
| 山陽小野田市長当の給与に関する条例              | ・ ・ ・ P 24 |
| 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例         | ・ ・ ・ P 29 |
| 山陽小野田市報酬及び費用弁償条例               | ・ ・ ・ P 32 |

平成17年（2005年）9月15日

山陽小野田市長 白井博文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会  
会長 田中 剛 男

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成17年8月9日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

なお、今回の答申は、前段において、本市の人口及びそのことから類推される行政規模（サービスの量）等に鑑み、一般論としての本来支給すべき額を提示しておりますが、後段において今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらに市議会議員については最近の議会活動状況等に照らして、当面支給すべき額を併せて提示しておりますので、額の改正に当たっては後段に提示する内容の措置を講じられるよう希望します。

#### 記

#### 1 本来支給すべき報酬及び給料の額

##### （1）市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市及び中・四国、九州地方の類似団体都市の人口、そのことから類推される行政規模（サービスの量）及び現行支給額を基に比較、検討した結果、本市議会の改選後における本来支給すべき市議会議員の報酬の額を、合併前の旧小野田市の報酬の額とすることが適当である。

##### （2）市長等の給料の額

市長及び助役の給料の額について、上記（1）と同様に比較、検討した結果、本来支給すべき市長及び助役の給料の額を、旧小野田市の給料の額とすることが適当である。

## 2 当面支給すべき報酬及び給料の額

### (1) 市議会議員の報酬の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらには議会活動に関する市民の期待感と現実の活動との一定の乖離などの状況に照らして、当面支給すべき市議会議員の年間総支給額を、民間企業が通常用いる賞与カットの手法に倣い、期末手当を100%カットした後の額とすることが適当である。ただし、その支給方法については、期末手当の支給月数が人事院勧告を参考としていることに鑑み、期末手当を100%カットする方法によらず、実質的に同等の効果を生じさせる月例報酬及び期末手当からのカットによる方法によられたい。

### (2) 市長等の給料の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、当面支給すべき市長の年間総支給額を、上記2(1)の手法に倣い、期末手当を50%カットした後の額とすることが適当である。支給方法についても、上記2(1)によられたい。

## 3 改正の時期

答申後、速やかに施行されたい。

平成20年6月26日

山陽小野田市長 白井博文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会  
会長 西村重基

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成20年2月28日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

（1）市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

（2）市長等の給料の額

市長及び副市長の給料の額について、上記（1）と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

（1）市議会議員の報酬の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、現行の支給額を維持することが適当である。

（2）市長等の給料の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、上記（1）と同様、現行の支給額を維持することが適当である。

3 市長等の退職手当の額

県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。

平成 22 年 3 月 31 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会  
会 長 田 中 剛 男

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成 22 年 3 月 1 日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額及び退職手当について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 本来支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額

（1）市議会議員の議員報酬の額について

特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

（2）市長等の給料の額について

上記（1）と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額

（1）市議会議員の議員報酬の額

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の支給額を維持することが適当である。

（2）市長等の給料の額

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、上記（1）と同様、現行の支給額を維持することが適当である。

3 本来支給すべき市長等の退職手当

特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。

4 当面支給すべき市長等の退職手当

（1）市長の退職手当

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の減額措置が願わしい。

（2）副市長の退職手当

現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、副市長の退職手当については、市長と同様に、給料の減額と同率の減額が妥当ではないかとの意見が大多数であったことから、市長と同率の減額を検討されたい。

平成24年3月29日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会

会長 杉本保喜

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成24年2月28日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 市議会議員の議員報酬の額について

現行の額とすることが適当である。

2 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について

現行の額とすることが適当である。

3 審議の内容

議員報酬及び給料の額については、特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡、市議会議員の活動状況等を勘案の上、特別職に対する市民の目線に立って検討を重ねた。

議員報酬の額については、長引く不況の影響で民間給与が減少している状況や現在の市の置かれている財政状況を総合的に勘案した結果、現行の額とすることが適当であると考えられる。

市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額についても、議員報酬と同じ理由により、現行の額とすることが適当であると考えられる。

4 付帯意見

厳しい財政状況に対応するための独自カットについては、財政状況の回復に合わせ早期の復元を検討されたい。

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会  
会長 平田 武

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成25年11月20日及び平成25年12月9日付けで貴職から本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び退職手当の額について、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、下記1において、本市の財政状況等を考慮せずに議員及び市長等の特別職の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模において妥当と考えられる「本来支給すべき報酬及び給料の額」を提示しています。

しかし、本市は、依然として厳しい財政状況下に置かれていることから、市と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいる最中であり、また、県内他市及び類似団体の状況等を勘案した結果、引き続き減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至りました。

このため、厳しい答申内容となりますが、議員及び特別職等の報酬及び給料の額の改正に当たっては、下記2に提示する「当面支給すべき報酬及び給料の額」についての措置を講じられたい。

## 記

### 1 本来支給すべき報酬及び給料の額

県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、現行の額で据え置くことが妥当であると判断した。

しかし、市議会議員の議員報酬における各役職の額を県内他市及び類似団体と比較した結果、委員会の委員長及び副委員長については、その他の議員と同額としている市が多いこと、また、差額があった場合もその差額はわずかな差であることから、現行の額を見直すことが妥当であると判断し、減額することとした。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

|          |    |                       |
|----------|----|-----------------------|
| 議長       | 月額 | 460,000円〔現行と同額〕       |
| 副議長      | 月額 | 402,000円〔現行と同額〕       |
| 委員会の委員長  | 月額 | 375,000円〔現行：386,000円〕 |
| 委員会の副委員長 | 月額 | 372,000円〔現行：375,000円〕 |
| その他の議員   | 月額 | 370,000円〔現行と同額〕       |

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

|                      |    |                 |
|----------------------|----|-----------------|
| 市長                   | 月額 | 909,000円〔現行と同額〕 |
| 副市長                  | 月額 | 740,000円〔現行と同額〕 |
| 教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者 | 月額 | 655,000円〔現行と同額〕 |

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況から、これまで議員報酬については24.812%、市長等の特別職については25%という大変厳しい減額措置が実施されてきたが、市と市民が一体となった行財政改革の取り組みにより財政状況は徐々に回復してきた。しかし、依然として厳しい状況にあることになんら変わりはなく、引き続き行財政改革に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

このため、本来支給すべき報酬及び給料の額を上記1において掲示したが、市民とともに今後も行財政改革を進めていくためには、市民の理解を得ることが必要不可欠であり、議員及び市長等の特別職の行財政改革に取り組む姿勢を示す一つの旗印として減額措置を続けることが妥当であるとの結論に至った。減額の内容は、現在の財政状況や県内他市及び類似団体の状況を勘案した結果、現行の減額率を緩和し、本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額とすることが妥当であると判断した。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

|          |    |          |
|----------|----|----------|
| 議長       | 月額 | 414,000円 |
| 副議長      | 月額 | 361,800円 |
| 委員会の委員長  | 月額 | 337,500円 |
| 委員会の副委員長 | 月額 | 334,800円 |
| その他の議員   | 月額 | 333,000円 |

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

|                      |    |          |
|----------------------|----|----------|
| 市長                   | 月額 | 818,100円 |
| 副市長                  | 月額 | 666,000円 |
| 教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者 | 月額 | 589,500円 |

### 3 退職手当の額について

県内他市及び類似団体と比較すると高い水準となっているが、4年間の任期中に受け取る総収入で比較した場合、著しく均衡を欠く状況ではないことから、退職手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると判断した。

ただし、算定の基礎となる給料の月額、当面支給すべき給料の額（本来支給すべき給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とする。

市長 給料月額×在職月数×56.5%

副市長 給料月額×在職月数×40.0%

教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者  
給料月額×在職月数×25.0%

### 4 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況を勘案した結果、減額率を緩和したものの減額措置を継続するという厳しい答申内容となったが、今後の社会・経済情勢の変化等により財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬及び給料の額に復元する措置について必ず検討されたい。
- (2) 期末手当については、県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、期末手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると考えられるが、算定の基礎となる報酬及び給料の月額は、退職手当同様、当面支給すべき報酬及び給料の額（本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とされたい。
- (3) 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例第3条の規定により、市議会議員が議会閉会中に開催された委員会に出務したときに、出席回数にかかわらず、その出務した実日数において1日2,000円の出務手当が支給されている。

しかし、県内他市及び類似団体等において、本市のような出務手当を支給している例はなく、議会の開会・閉会にかかわらず本会議・委員会のために登庁する場合は、交通費実費又は距離に応じて条例・規則等で定められた算定方法によって算出した額を支給していることから、現行の出務手当については廃止されることを検討されたい。

なお、出務手当を廃止し、他市と同様の費用弁償の支給について検討される場合は、厳しい財政状況のため、近年、行財政改革への取り組みの一環としてこの費用弁償を廃止する自治体もあることから、支給することの可否について検討されたい。

- (4) 厳しい財政状況の下、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくためには、二元代表制の一つである議会の役割は今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められるとともに、市民ニーズを把握するためにはフルタイムで議員活動ができることや多様な市民の議会参加という観点からサラリーマンが職を辞して議会に参入することを可能にする程度の収入が保障されることも必要ではないかと考えられる。

現在、本市の市議会は議会改革に積極的に取り組まれ、他市と比べても非常に活発・精力的に活動をされていることから、この議会に有能な若い世代が参加できるよう、適切な議員報酬の額について、今後検討されたい。

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会  
会長 前 田 良 一

行政委員会委員の報酬の額について(答申)

平成25年11月21日付けで貴職から本審議会に諮問のありました行政委員会委員の報酬の額(以下「報酬の額」という。)について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、前段において、本市の財政状況等を考慮せずに、行政委員会の職責や職務の内容、勤務の実態、専門性、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模で妥当と考えられる本来支給すべき報酬の額を提示していますが、現在、本市は依然として厳しい財政状況にあることから、今後の将来の見通しを総合的に勘案した結果、現行の減額措置を継続していくことが望ましいとの結論に至りましたので、報酬の額の改正に当たっては、後段の当面支給すべき報酬の額に提示する内容の措置を講じられたい。

記

1 本来支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

|     |    |         |                 |
|-----|----|---------|-----------------|
| 委員長 | 月額 | 15,100円 | [現行:月額 40,000円] |
| 委員  | 月額 | 12,900円 | [現行:月額 35,500円] |

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 39,000円 [現行と同額]

識見を有する者のうちから選任された監査委員

月額 153,000円 [現行:月額 180,000円]

(3) 公平委員会

|     |    |         |                 |
|-----|----|---------|-----------------|
| 委員長 | 月額 | 15,100円 | [現行:月額 37,000円] |
| 委員  | 月額 | 12,900円 | [現行:月額 34,000円] |

(4) 農業委員会

|       |    |         |         |
|-------|----|---------|---------|
| 会 長   | 月額 | 44,000円 | 〔現行と同額〕 |
| 職務代理者 | 月額 | 35,500円 | 〔現行と同額〕 |
| 委 員   | 月額 | 33,000円 | 〔現行と同額〕 |

(5) 教育委員会

|     |    |         |         |
|-----|----|---------|---------|
| 委員長 | 月額 | 74,000円 | 〔現行と同額〕 |
| 委 員 | 月額 | 64,000円 | 〔現行と同額〕 |

<本来支給すべき報酬の額の考え方>

各行政委員会における委員の職責や職務の内容、専門性、勤務の実態等について検証するとともに、平成23年の滋賀県の行政委員に係る最高裁の判決（地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。）や県内他市及び類似団体における報酬の額の状況、他市報酬審議会の答申等を参考にする中で、報酬の額及びその支給方法（月額制、日額制）について審議を行った。

その結果、監査委員、農業委員会及び教育委員会については、毎月の定例会の開催頻度や定例会以外の勤務実態、県内他市及び類似団体の状況等を勘案すると、現行のまま据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、識見を有する者のうちから選任された監査委員については、県内他市及び類似団体と比較するとその水準は高いことから平均的な水準となるよう考慮した上で、現行の報酬の額を15%カットした後の額を本来支給すべき額とした。月額報酬の額は、各行政委員会の勤務の実態等を勘案すると、行政委員会ごとにその報酬の額が異なっても妥当性があるものと判断した。

また、選挙管理委員会と公平委員会については、勤務の状況を定量的に把握することが可能であると考えられることから、現行の月額制から日額制とすることが適切であると判断した。日額制を採用するに当たっては、各行政委員会の職責や職務内容、専門性等から軽重をつけることは困難であることから同一の報酬額とすることが適切と考え、国の会議出席謝金支払基準における標準単価や県内他市及び類似団体の状況等を勘案し、市民感覚に沿う妥当な水準となるよう考慮した。

月額制・日額制のいずれにおいても委員長と委員の報酬の額に差をつけているが、これは、その職責や職務の内容、勤務の実態等を考慮するとともに、県内他市及び類似団体の状況から2割程度の差は容認できる範囲であると判断したものである。

2 当面支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

|     |    |         |
|-----|----|---------|
| 委員長 | 日額 | 15,100円 |
| 委 員 | 日額 | 12,900円 |

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 33,150円

識見を有する者の中から選任された監査委員

月額 130,050円

(3) 公平委員会

委員長 日額 15,100円

委員 日額 12,900円

(4) 農業委員会

会長 月額 37,400円

職務代理者 月額 30,175円

委員 月額 28,050円

(5) 教育委員会

委員長 月額 62,900円

委員 月額 54,400円

<当面支給すべき報酬の額の考え方>

現行の減額措置（報酬の額を15%カット）を始めた合併当初は、危機的な財政状況にあったが、これまで市と市民が一体となって行財政改革に取り組んできたことにより、現在、財政状況は徐々に回復してきているものと思われる。

しかし、行財政改革はまだその途上にあり、引き続き厳しい状況下に置かれていることに相違なく、県内他市及び類似団体の状況を検証するとともに市民の目線に立ち、慎重に審議した結果、現在の社会・経済情勢や本市の置かれている財政状況等を総合的に勘案すると、月額制で現行のままとした監査委員、農業委員会及び教育委員会については、現行の減額措置（報酬月額の15%カット）を継続することが妥当であると判断した。

なお、識見のあるものの内から選任する監査委員については、前段の本来支給すべき報酬の額において現行の額から減額（180,000円→153,000円）しているが、これは、市の財政状況を勘案し、減額措置をしたものではないことから、財政状況を考慮した減額措置としての15%カットについても適用することとした。

日額制とした選挙管理委員会と公平委員会については、現在の勤務実態からすると15%を超える大幅な減額となることから、本来支給すべき額からの減額措置は行わないこととした。

3 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況から現行の減額措置を継続することとしたが、社会・経済情勢の変化等により、財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬の額に復元する措置を検討されるようお願いする。

- (2) 今回の答申において月額制と日額制を併用することとしたが、地方自治法において原則、勤務日数に応じた報酬と定めてあることから、特定の行政委員会のみ適用すべき合理的な根拠がない限り、すべての行政委員会に適用することが最も合理的であると考えている。

また、行政委員会ごとに異なるのは市民にとっても分かりづらいと思われるので、報酬制度の透明性を高め、市民が納得できるよう、今回、月額制とした行政委員会についても日額制の採用について検討されたい。

- (3) 今回、日額制を採用することとした行政委員会については、 unnecessary な会議の開催が増えることのないように、より一層効率的で合理的な業務内容となるよう不断の見直しをお願いする。

## 行政委員会の概要

### 選挙管理委員会

選挙管理委員は、地方自治法の規定により選挙権を有する者のうちから議会において選挙により選出されます。

委員会の委員定数は4人で、任期は4年となっています。

会議は毎年3月・6月・9月・12月に行う定時登録や選挙人名簿の調製を行うため毎月1回開催するほか、選挙時等に開催されます。

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされています（地方自治法186条）。

「選挙に関する事務」とは国政・地方選挙や農業委員会委員選挙などの事務をいい、「選挙に関係のある事務」とは選挙に関する訴訟、直接請求、住民投票、国民投票などの事務をいいます。

### 監査委員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれている執行機関で、市長から独立した、行政委員会のひとつです。市の予算執行が、公正で合理的、効果的に行われているかを監査し、決算について審査（公営企業を含む）を行っています。

#### ◇監査委員の構成

監査委員の定数は2人で、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するものから選出される委員と、議会から選出される委員とで構成され、市長が議会の同意を得て選任します。

#### ◇監査委員の任期

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期となります。

#### ◇監査委員の業務

決算審査は、会計管理者から提出を受けた決算資料に基づき審査を行い、決算審査意見書を市長に提出します。定期監査は、行政監査の視点を持ちつつ財務に関する事務の執行状況等を監査します。例月出納検査は、会計管理者及び水道事業の管理者の権限を行う市長から提出のあった月間報告書に基づき現金出納検査をおこないます。

## 公平委員会

公平委員会とは、準立法的権限、準司法的権限をも有する行政委員会であり、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関で、必ず設置することとされているものです。（地方公務員法第7条第3項）

### ◇公平委員会の委員の選任

公平委員会の委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。（地方公務員法第9条の2第2項）

公平委員会の委員は、非常勤とされており、任期は4年です。（地方公務員法第9条の2第10項、第11項）

公平委員会の委員は、3名です。（地方公務員法第9条の2第1項）

### ◇公平委員会の業務（地方公務員法第8条第2項）

- ・ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての職員からの不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・ 職員からの苦情の処理をすること。
- ・ その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務（職員団体の登録等）

## 農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会で、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に貢献するため、農業委員会に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積のある市町村に必ず置かなければならない機関です。

### ◇市委員の構成

農業者の代表である委員等で構成されており、公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた委員（20人）と、市長から選任された委員（5人）で構成されています。

### ◇農業委員会の主な業務

農地の売買・貸し借りの許可（農地法3条関連）や農地転用の許可及び届出受理（農地法4条・5条関連）、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に関する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に関わる業務を行っています。また、農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、

意見の公表や他の行政庁への建議を行うほか、行政庁の諮問に応じて答申を行います。

## 教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」に基づく事務を行うために、教育長及び委員4人で組織されます。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。任期は、3年です。

委員は、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうち、地方公共団体の長が議会に提案し、同意を得て任命します。任期は、4年です。

教育委員会は、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、学校教育、社会教育、文化及びスポーツの振興や普及を図るために、行政事務を一体的に行っている合議制機関です。教育委員個々人は教育委員会の職務権限に属する事務を管理執行することはできません。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督するほか、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。